埼玉県プレミアム付食事券

「Go To Eatキャンペーン事業」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出の自粛等の影響により、 甚大な影響を受けている飲食業に対し、期間を限定した官民一体型の需要喚起を図るものです。

使用期間

#10.23€ → #3.310

桑仗,

埼玉県内m飲食店

取扱加盟店登録期間

249.30 → **241.31** €

登録方法

取扱加盟店登録希望者は、募集要項・約款・参加飲食店同意書をご確認の上、WEB またはFAXにてお申込みください。詳細はGo To Eatキャンペーン埼玉県事務局のホームページをご確認ください。

web登録は こちら



食事券 販売形態 ファミリーマートにて、

12,500円分の食事券(1,000円券×10枚、500円券×5枚)を 10,000円で販売*します。※事前のweb登録が必要になります。 **3**և≷7¼₽25%

申込先 問合せ先

Go To Eatキャンペーン 埼玉県事務局

TEL 048-644-5690 平日10:00~17:00(土・日、祝日、年末年始(12月28日~1月3日)休み) FAX 048-649-4510 Eメールアドレス goto-eat-saitama001@bsec.jp 事務局ホームページ https://saitama-goto-eat.com

≪取扱加盟店募集要項≫

1. 事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大は、観光需要の低迷や、外出の自粛などの影響により、地域の多様な 産業に対し甚大な被害を与えています。このため、甚大な影響を受けている飲食業を対象とし、期間を限 定した官民一体の需要喚起キャンペーンを展開します。

2. 事業の概要

- (1) 名 称 Go To Eatキャンペーン
- (2) 発 行 者 Go To Eatキャンペーン 埼玉県事務局(以下「事務局」という)
- (3) 発 行 額 総額100億円 (プレミアム率25%)
- (4) 発行内容 1冊12,500円

額面1,000円×10枚、500円×5枚の15枚

- (5) 販売額1冊10,000円で販売
- (6) 使用期間 令和2年10月23日(金)から令和3年3月31日(水)まで
- (7) 販売方法 事務局ホームページにて予約(予約番号発行)を行い、予約後2日から10日以内に、ファミリーマート店頭の多機能端末(Famiポート)にて受付、レジにて支払い・受け渡しを行う
- (8) 販売店舗 全国16,618カ所(2020年7月現在)のファミリーマート
- (9) 販売期間 第一期 令和2年10月23日(金)から令和2年11月30日(月)まで 第二期 令和2年12月1日(火)から令和3年1月31日(日)まで ※予約期限は1月31日まで、支払い・受け取り期限は2月11日までとなります
- (10) 購入対象者 特に定めない
- (11) 購入限度 1名につき1回2冊まで(回数に限度は設けない)

3. 取扱加盟店の募集資格

- (1) 埼玉県内で営業しており3密対策を実施している店舗とする。
- (2)日本標準産業分類の「76 飲食店」に分類される飲食店のうち、食品衛生法第52条第1項の許可を得ている飲食店であり、かつ、その場で飲食させる事業所。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」を営む飲食店を除く。
- (4) 反社会的勢力でないこと、また、反社会的勢力を不当に利用していると認められるなど反社会的勢力と密接な関係を有していないこととする。
- (5) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(改定)に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン」に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に取り組んでいる店舗。
- (6) 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」及び業界のガイドラインを活用した感染症対策の徹底している店舗。また、「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」及び「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」を導入している店舗。
- (7) 特定の宗教または政治団体と関わるものは除く。
- (8) 公序良俗に反するものは除く
- (9) その他事務局が不適当と認めるものは除く

4. 取扱加盟店の募集期間

令和2年9月30日(水)から令和3年1月31日(日)まで

5. 取扱加盟店の登録方法

(1) 取扱加盟店登録希望者は、募集要項および約款、個人情報保護方針に同意の上、事務局ホームページからWEB申込みを行うか、『取扱加盟店申込書(様式A)』『参加飲食店同意書(様式B)』を所定提出先にFAXにて提出して下さい。

- (2) 県内に複数店舗をもつ事業者については、一括申込みが可能です。『取扱加盟店一括登録申込書 (様式C)』『参加飲食店同意書(様式B)』を、所定提出先にメールにて提出して下さい。事務 局ホームページにてWEB申込みを行う場合は1店舗毎の申込みをお願いします。取扱加盟店一括登録申込書は事務局ホームページにてダウンロードができます。
- (3) 『取扱加盟店申込書(様式A)』、『参加飲食店同意書(様式B)』は事務局ホームページでも入 手できます。
- (4) 事務局ホームページ https://saitama-goto-eat.com
- (5) FAXによる提出先
 - Go To Eatキャンペーン埼玉県事務局 FAX番号048-649-4510
- (6) 当該申請者が登録資格を有することを確認の上、事務局から、当該申請者に取扱加盟店キット(決定通知書、マニュアルなど)を発送します。キットの発送をもって認定とします。認可できない場合はメール、又はFAXにてご連絡いたします。
- (7) 登録後であっても下記に該当する場合には、登録を取り消すことがあります。
 - ①申込内容に虚偽・不備があった場合
 - ②事業約款、募集要項に違反する行為があった場合
 - ③事務局が登録を取り消すと判断した場合
- (8) 取扱加盟店の情報は事務局作成のホームページに掲載します。

6. 取扱加盟店の責務、食事券の取り扱いについて

(詳細については後日お渡しする取扱加盟店マニュアルを参照してください)

- (1) 利用者が利用期間中に食事券を持参した場合は、事券額面分の食事サービスの提供を行うこと。
- (2) 食事券と現金の交換は禁止しています。
- (3) 食事券額以下の使用の場合であってもお釣りはお渡ししないで下さい。
- (4) 不足分は現金等で受け取って下さい。
- (5) 食事券の交換、譲渡、売買、再利用はしないこと。
- (6) 取扱加盟店が自ら購入した食事券を自店名で換金しないこと。また、商品仕入れ等に使用しないこと。
- (7) 使用期間を過ぎた食事券は受け取らないで下さい。
- (8) 事務局から配布された加盟店の告知ポスターは、利用者の見やすい場所に掲示すること。
- (9) 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(改定)に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン」に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に取り組み、申請案内事務局(農林水産省設置)から配布された感染症対策ツールを掲示すること。
- (10) 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」及び業界のガイドラインを活用した感染症対策の徹底すること。また、「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) 」及び「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」を導入すること。
- (11) 偽造等の不正使用の疑いがある場合は、受け取りを拒否し、その事実を速やかに警察に通報すると ともに、事務局に報告すること。
- (12) 食事券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者は責を負いません。 ※食事券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。
- (13) 約款、取扱加盟店マニュアルに定める各項を遵守するとともに、事務局からの指示に従うこと。

7. その他

- (1) 取扱加盟店登録料は無料です。
- (2) 換金は最大月2回です。換金手数料・振込手数料は事務局が負担いたします。
- (3) 食事券の取扱い、換金方法など詳細については、取扱加盟店マニュアルを参照下さい。
- (4) 事業約款、募集要項、取扱加盟店マニュアルに違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱 加盟店の登録取消、損害賠償の発生等が生じた際はご請求する場合があります。
- (5) 事業約款、募集要項に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、事務局がその都度対応を決定します。
- (6) 内容が変更される可能性がある旨を予め了承願います。

令和2年度 Go To Eatキャンペーン 埼玉県プレミアム付食事券発行事業 約款

第1章総則

(趣旨)

- 第1条 新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた国内経済の回復に向けた緊急経済対策として令和2年度 Go To Eatキャンペーンに係る事業のうち食事券発行事業を埼玉県において(以下「本事業」という。)行う。
- 2 本事業の実施に関しては、この約款に定めるところによる。

(発行団体)

- 第2条 プレミアム付食事券(以下「食事券」という。)の発行団体は、Go To Eatキャンペーン埼玉県事務局(以下「事務局」という。)とする。 (実施期間)
- 第3条 本事業の実施期間は、令和2年9月30日から令和3年3月31日までとする。

(食事券の販売内容)

- 第4条 食事券の販売単位は、額面1,000円の10枚と500円の5枚をもって1冊とする。
- 2 食事券の販売は、1冊単位とし、販売金額は10,00円とする。

(券面表示事項)

- 第5条 食事券には次の事項を記載する。
- (1) 問合せ先
- (2) 利用可能な金額、期間
- (3) 偽造防止のための券番
- (4) 釣銭対応
- (5) 返品、返金等の対応
- (6) 紛失、盗難等の免責
- (7) 転売の禁止
- (8) その他食事券の管理に必要な情報

第2章 食事券の販売

(購入対象者)

第6条 食事券の購入対象者は、特に定めない。

(購入限度額)

第7条 食事券の購入限度額は、1名につき1回2冊までとする。(回数に限度は設けない)

(販売方法)

第8条 食事券の販売方法は、次のとおりとする。

(1) 事務局ホームページにて予約を行い、予約後2日から10日以内に、ファミリーマート店頭の多機能端末(Famiポート)にて受付、レジにて支払い・受け渡しを行う。

(食事券の販売期間)

第9条 食事券の販売期間は、第一期令和2年10月23日(金)0:00から令和2年11月30日(月)23:59まで、第二期令和2年12月1日(火)0:00から令和3年1月31日(日)23:59までとする。(予約期限は1月31日23:59まで、支払い・受け渡し期限は2月11日23:59まで)

2. 発行額が上限100億円に達した場合は上記期間より前に販売を終了する

(販売場所)

第11条 食事券の販売場所は、次のとおりとする。

(1) 全国のファミリーマート店頭において行う。

(販売周知)

第12条 事務局は、ポスター等により、販売の周知をするものとする。

第3章 食事券の利用

(有効期間)

第13条 食事券の有効期間は、令和2年10月23日から令和3年3月31日までとし、有効期間を経過した食事券は無効とする。 (取扱加盟店)

第14条 食事券が利用できる店舗は、第21条による登録をした店舗(以下「取扱加盟店」という。)とする。

(対象サービス)

第15条 食事券は、取扱加盟店が取扱う食事サービス(テイクアウト及びデリバリーを含む)(以下「食事サービス」という。)について、利用でき るものとする。

(釣り銭)

第16条 食事券の利用に対する釣り銭は、支払わないものとする。

(利用者の青務)

- 第17条 利用者が購入した食事券の返品、現金との交換はできないものとする。
- 2 利用者が食事券で購入した食品等については、現金による返金はできないものとする。
- 3 利用者が購入した食事券が盗難、紛失、滅失した場合は、利用者の責務とする。
- 4 利用者が購入した食事券は、転売できないものとする。

第4章 食事券の加盟店

(取扱加盟店の募集)

第18条 取扱加盟店の募集の周知方法は、埼玉県商工会議所連合会・埼玉県商工会連合会の協力、及び本事業のホームページ等によるものとする。 (取扱加盟店の登録資格)

第19条 取扱加盟店の登録資格は、埼玉県内で営業しており3密対策を実施している店舗とする。ただし、反社会的勢力でないこと、また、反社会的勢力を不当に利用していると認められるなど反社会的勢力と密接な関係を有していないこととする。以下詳細の条件を満たしている店舗に限る。

(1)日本標準産業分類の「76 飲食店」に分類される飲食店のうち、食品衛生法第52条第1項の許可を得ている飲食店であり、かつ、その場で飲食させる事業所とし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」を営む飲食店を除く。

- (2)「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(改定)に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン」に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に取り組んでいる店舗。
- 2 次に掲げるものは除く
- (1) 特定の宗教または政治団体と関わるもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) その他事務局が不適当と認めるもの

(取扱加盟店の登録手続き)

第20条 取扱加盟店の登録を希望する店舗は、事務局の作成するホームページからのWEB申込み、又はFAXによる申込みとし、事務局からの承認を得なければならない。また承認の方法は事務局からの決定通知書・取扱加盟店マニュアル・ポスター・ステッカー・食事券見本・換金ツール(使用済み食事券送付用封筒・使用済み食事券換金伝票)(※以下加盟店キットという)の郵送到着をもって承認とする。認可できない場合は、メール又はFAXにて連絡する。

- 2 事務局は、前項の規定による申請があった場合は、当該申請者が登録資格を有することを確認の上、当該申請者に加盟店キットを発送する。
- 3 事務局は、事務局構成団体のホームページ等で、加盟店を明らかにしなければならない。

(加盟店の募集期間)

第21条 加盟店の募集期間は令和2年9月30日から令和3年1月31日までとする。ただし、加盟店の数が十分でない場合は、募集期間を延長することができる。

(換金期間)

- 第22条 加盟店による使用済食事券の換金期間は、令和2年10月23日から令和3年4月28日までとする。
- 2 換金期間を過ぎた食事券は無効とする。

(換金方法)

- 第23条 加盟店の換金方法については、次のとおりとする。
- (1) 使用済食事券を換金する場合は、事務局が指定する場所に、使用済み食事券換金伝票と半券を切り取った使用済み食事券を郵送にて提出する。取扱加盟店は、登録申請時に指定した預金口座へ、換金額の振り込みを受ける。
- (2) 取扱加盟店に対する換金額の振り込みは、月に最大2回とし、設定する毎月の回収日までに到着した食事券額面金額分について振り込みを行う。 回収については当日消印有効とする。
- (3) 取扱加盟店の預金口座へ換金額を振り込む際の振込手数料は、事務局が負担する。
- (4) 入金額に疑義が生じた場合、着金から2週間以内に申し出があった場合に限り対応する。

(取扱加盟店の遵守事項)

- 第24条 加盟店は、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 利用者が利用期間中に食事券を持参した場合は、食事券額面分の食事サービスの提供を行うこと。
- (2) 事務局から配布された加盟店の告知ポスター等は、利用者の見やすい場所に掲示すること。
- (3) 利用者から受け取った食事券には、申込書記載の店舗名、店舗責任者名を押印又は記入すること。
- (4) 他店押印・記載のある食事券は、受け取らないこと。
- (5) 偽造等の不正使用の疑いがある場合は、受け取りを拒否し、その事実を速やかに警察に通報するとともに、事務局に報告すること。
- (6) 食事券の交換、譲渡、売買、再利用はしないこと。
- (7) 加盟店が自ら購入した食事券を自店名で換金しないこと、また、商品仕入れ等に使用しないこと。
- (8) 換金伝票の写し及び提出済の食事券の半券については、本事業終了の4月30日まで保管すること。
- (9) 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(改定)に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン」に基づき、新型コロナウイルス 感染症の感染予防対策に取り組み、申請案内事務局(農林水産省設置)から配布された感染症対策ツールを掲示すること。
- 10) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項に基づく埼玉県知事からの下記要請に従うこと。
 - ・彩の国「新しい生活様式」安心宣言及び業界のガイドラインを活用した感染症対策の徹底
 - ・新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) 及び埼玉県LINEコロナお知らせシステムの導入
 - また、Go To Eatキャンペーン期間中に、同法に基づく新たな要請があった場合には、それに従うこと。同法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合には、それに従うこと。
- (11) 本約款に定める各条項を遵守するとともに、事務局からの指示に従うこと。

(加盟店資格の喪失等)

第25条 事務局は、前条の各号に違反する行為が加盟店に認められた場合は、換金の拒否、取扱加盟店登録の取り消し、損害賠償の請求等を行うことができる。

(紛失等の責務)

第26条 利用者から受け取った食事券が盗難、紛失、滅失した場合は、加盟店の責務とする。

2 ただし、食事券郵送時の食事券滅失については、使用済み食事券換金伝票の写しと、加盟店が保管する滅失した食事券の半券の提出を行うことができる場合に限り、事務局の責務とし、損害の補填をするものとする。

(届出事項の変更)

第27条 加盟店は、登録事項に変更があった場合は、速やかに事務局に届け出るものとする。

第5章 雜則

(事務局の過失による紛失等の責務)

第28条 事務局の過失による食事券の盗難、紛失、滅失は、事務局の責務とし、損害の補填をするものとする。

(その他)

第29条 この約款に定めるもののほか、本事業の実施に伴い必要な事項は、事務局が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この約款は、令和2年9月30日から施行する

Go To Eat キャンペーン 埼玉県事務局 個人情報保護方針

Go To Eat キャンペーン 埼玉県事務局(以下「事務局」という)は、Go To Eat キャンペーン 埼玉県プレミアム付食事券発行事業の事業活動を通じて得た個人情報の保護に努めることを社会的責務と認識し、以下の方針に基づき個人情報の保護に努めます。

1. 個人情報の取得について 事務局は、適法かつ公正な手段によって、個人情報を取得いたします。

2. 個人情報の利用について

- (1) 事務局は、本事業の業務遂行上必要な範囲内で利用、提供などを行います。
- (2) 事務局は、個人情報の取扱いを第三者に委託する場合には、厳正な調査を行ったうえ 個人情報の取扱いに関して適正な監督を行います。

3. 個人情報の管理について

- (1) 事務局は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理いたします。
- (2) 事務局は、個人情報について、不正なアクセス、紛失、破壊、改竄、漏洩などのリスクに対する、組織上・技術上、合理的な防止策及び是正策を講じます。
- 4. 個人情報の開示、訂正、利用停止、消去などについて 事務局は、ご本人様が自己の個人情報について、開示、停止、利用停止、消去などを求 める権利を有していることを確認し、これらの要求がある場合には誠実かつ速やかに 対応いたします。

5. 組織·体制

事務局は、個人情報保護管理者を置き、個人情報の適正な管理を実施いたします。

取扱加盟店申込について

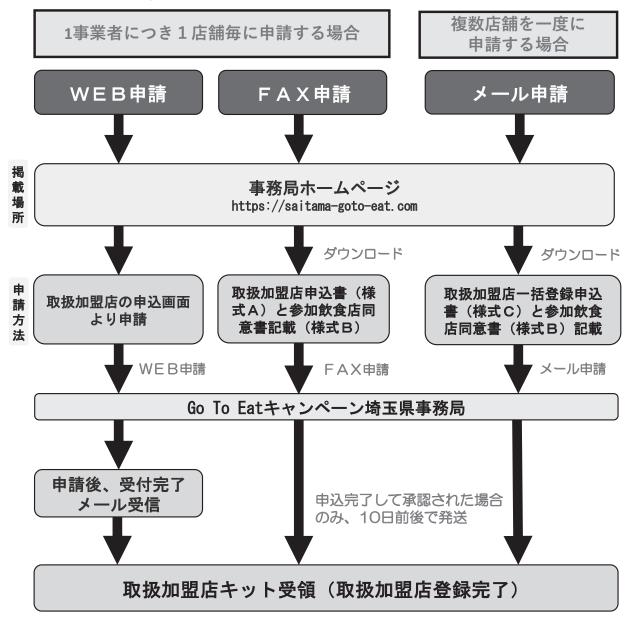
◇お申込みの際の必要書類

- 1、取扱加盟店申込書(様式A)または取扱加盟店一括登録申込書(様式C)
- 2、参加飲食店同意書(様式B)

※事務局ホームページでダウンロード可能です。

- ◇お申込み前に以下の取り組みをお願いします。 (取扱加盟店募集要項記載)
- ① 外食業の事業継続のためのガイドラインに基づいた新型コロナウイルス感染症予防の取組
- ②「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」を実施し、店頭に掲示すること
- ③「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」及び「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードの発行を受け、導入すること

◇取扱加盟店申込の流れ



FAXでお申し込みされる方は、

続く2枚が、取扱加盟店申込書と参加飲食店同意書になっています。 コピーしてお使いください。

【送信先】 Go To Eat キャンペーン 埼玉県事務局 取扱加盟店登録受付担当

FAX: 048-649-4510

Go To Eat キャンペーン 埼玉県プレミアム付食事券 取扱加盟店申込書

埼玉県事務局で実施するプレミアム付食事券事業に参加したく、次のとおり申請します。

一		ノレスノム門及	ずかず木に 🤊		外のこわり甲申しより。
事業者名 (法人名)	(フリガナ)				※個人事業主の場合は記載不要です。
食品営業 許可番号	※営業許可番号を必	ずご記載ください。			A四八甲末上ン勿日か此吹「安く 7。
食品営業 許可有効期限	西暦	年 月	日		
代表者名	役 職:		代	表者名:	
申請者住所 郵便番号					
申請者所在地 住所					
申請者連絡先 TEL・FAX・ メールアト・レス	TEL: FAX: メールアト゛レス:		-		※日中連絡をさせていただくことがございます。
申請担当者名	(フリガナ)				
店舗名	(フリガナ)				※取扱加盟店に掲載する店舗名となります。
店舗所在地 郵便番号					
店舗所在地 住所	※こちらが書類送	付先となります。			
店舗 TEL・ ホームページ	TEL: FAX: URL(任意):		-		
店舗責任者 連絡先 TEL	TEL: -	事務連絡用	(取扱加盟店-	一覧には掲載しま	ミせん。)
店舗責任者名					
ジャンル	該当する項目に 2 し □居酒屋 □和食 □中華 □カフェ・スィーツ	□焼肉	ニングバー・バ ・ホルモン	ジル	□ファストフード・ファミレス □洋食 □各国料理
指定振込口座	金融機関名			支店名	
	金融機関コード			支店コード	
	口座種別	□普通	□当座	口座番号	
	口座名義(カタカナ)				

Go To Eat キャンペーン 参加飲食店同意書

※下記をご一読の上、左側の□にチェック(✔)を入れてください。

【営業形態】

- □ 当店は、日本標準産業分類(平成 25 年 10 月改訂)の中分類「76 飲食店」に分類される飲食店(主として客の求めに応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店)であり、かつ、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 52 条第 1 項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ています。
- □ 当店は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第11項に規定される「特定遊興飲食店営業」の許可を得た営業を行っていません。

【行政への協力】

- □ 当店は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項に基づく埼玉県知事からの下記要請に従います。
 - 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の店頭への掲示及び業界のガイドラインを活用した感染症対策の徹底
 - ・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)及び埼玉県 LINE コロナお知らせシステムの導入

また、Go To Eat キャンペーン期間中に、同法に基づく新たな要請があった場合には、それに従います。同法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合には、それに従います。

- □ 当店は、Go To Eat キャンペーン期間中に、当店の従業員から新型コロナウイルスの感染者が発生したことを把握した場合には、速やかに保健所に報告します。
- □ 当店は、農林水産省が事前通告なしに行う訪問調査に協力します。
- □ 登録の際に提供した情報及び Go To Eat の対象店舗となった場合はその旨を Go To トラベル事務局に提供することに同意します。

【ガイドラインに基づく取組等】

- □ 当店は、「外食業の事業継続のためのガイドライン」(令和2年5月14日、一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会)に基づき、新型コロナウイルス感染症予防の取組を実施します。
- □ 当店は、「換気」、「声量」、「三密」に配慮しクラスターの発生を防ぐために、以下の内容を含む感染症予防の取組を実施するとともに、 その取組内容を店頭に掲示します。
 - 店舗入口や手洗い場所における手指消毒用の消毒液の用意。
 - 店内における適切な換気設備の設置と徹底した換気の実施(窓・ドアの定期的な開放、常時換気扇の使用等)。
 - 他グループの客同士ができるだけ2m(最低1m)以上空くように間隔を空けてテーブル・座席を配置するか、テーブル間をパーティション(アクリル板又はそれに準ずるもの。以下同じ。)で区切る。カウンター席は、他グループの客同士が密着しないよう適度なスペースを空ける。
 - ※飛沫感染を防ぐ観点からは、背中合わせの座席について、最低1m以上の間隔を空けて配置することまで求めるものではない。また、同様に、カウンター席については、パーティションで区切る対応も効果的である。
 - 一つのテーブルで他グループと相席する場合には、真正面の配置を避けるか、テーブル上をパーティションで区切る。
- □ 当店は、カラオケ設備を有している場合であっても、食事券の利用者又はポイントの付与対象者・利用者かどうかに関わらず、利用客に当該設備を使用させません。
- □ 当店は、利用者に対して、以下の事項を周知します。
 - 発熱や咳など異常が認められる場合は来店しないこと。
 - できる限り混雑する時間帯を避けること。
 - 大人数での会食や飲み会を避けること。
 - 店が席の配置や食事の提供方法を制限することに協力すること。
 - ・ 食事の前に手洗い・消毒をすること。
 - 咳エチケットを守ること。会話の声は控えめにし、大声に繋がりやすい大量の飲酒を避けること。
 - 食事中以外はマスクを着用すること。
- ※取組内容の店頭掲示や利用者に対する周知のために必要なポスター等については、農林水産省から提供します。

【参加登録の取消】

□ 当店は、ガイドラインの遵守に係る不備について、農林水産省、所在する地方公共団体又は Go To Eat キャンペーン 埼玉県事務局の指摘 に適切に対応しない場合や本誓約書の誓約内容に違反や虚偽があった場合、Go To Eat キャンペーン 埼玉県事務局により参加登録が取り 消されることに同意します。

私は上記内容を宣言の上、Go To Eat キャンペーンに参加いたします。

令和	在	日	F

店舗名:

代表者: 代表者印

